第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第６８号
徳島県美馬市脇町字拝原2756番地１
債務者　東條　洋子
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第６５７号
大分県由布市湯布院町川南343番地２
債務者　衛藤　泰久（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９号
山形県鶴岡市大塚町33番３号　エイトホークス６番館101
債務者　佐**藤**　　良
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４８号
山形県鶴岡市大宝寺字日本国362番地19　フラットチェルシーＪｐｉ　Ｂ棟202
債務者　小野　　望
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第４２１号
群馬県高崎市日光町９番地　市住３号棟322号
債務者　三世川頼正
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４９１号
埼玉県本庄市今井990番地２
債務者　磐上　春夫
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４０９号
愛知県江南市藤ケ丘１丁目１番地１　江南団地１棟102号
債務者　工藤良太郎
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４９６号
愛知県江南市高屋町大門34番地　パストラルみき102号
債務者　福林　慎一
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１７８２号
京都府宇治市広野町東裏118番地の13
債務者　倉本　朱美（旧姓坂口）
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１５号
京都市山科区大宅五反畑町60番地１　大宅マンション102
債務者　加藤　　晃
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１１号
京都府宇治市五ケ庄平野２番地の５　宇治ハイツ３号
債務者　神成美佐子
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５４号
京都市左京区一乗寺払殿町48番地　コーポ吉沢501号
債務者　奥村　　勲
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５９号
京都市北区衣笠赤阪町１番地13　松田アパート68号室、申立前の住所京都市北区衣笠赤阪町１番地13　松田アパート70号室
債務者　辻本　　敏
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８７号
京都府与謝郡与謝野町字算所145番地７
債務者　藤田　　弘
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４３７号
香川県高松市屋島西町2274番地20アルファシティ屋島六番館214号
債務者　芝田　和彦
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４４８号
香川県高松市香西南町462番地２
債務者　山下　利孝
１　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４６３号
香川県高松市浜ノ町18番６シーパレス浜ノ町102号
債務者　西岡　　博
１　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係